



山形県公報

平成29年7月18日(火)
第2862号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……751
- 民有保安林の指定の解除……………(林業振興課) ……752
- 県証紙売りさばき所の変更……………(会計局) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会7月定例会の招集……………753

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第522号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
農事組合法人庄内産直センター  
組合長理事 佐藤 光雄  
鶴岡市栃屋字天保恵65-3
- (2) 届出の内容

| 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地                  |                                                | 変更年月日     |
|-----------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------|
| 変更前                                           | 変更後                                            |           |
| 農事組合法人庄内産直センター<br>組合長理事 菅井 巖<br>鶴岡市栃屋字天保恵65-3 | 農事組合法人庄内産直センター<br>組合長理事 佐藤 光雄<br>鶴岡市栃屋字天保恵65-3 | 平成29年6月1日 |

- (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
山形市農業協同組合  
代表理事組合長 大山 敏弘  
山形市幸町18-20
- (2) 届出の内容

| 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地             |                                          | 変更年月日       |
|------------------------------------------|------------------------------------------|-------------|
| 変更前                                      | 変更後                                      |             |
| 山形市農業協同組合<br>代表理事組合長 田村 保男<br>山形市幸町18-20 | 山形市農業協同組合<br>代表理事組合長 大山 敏弘<br>山形市幸町18-20 | 平成29年 6月13日 |

**山形県告示第523号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年 7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 解除に係る保安林の所在場所  
米沢市大字関字平賀沢3927-1、字小深沢3928-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 保安林解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部林業振興課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第524号**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成29年 7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人の名称<br>及び代表者氏名       | 売りさばき所の所在地        |              | 承認年月日      |
|----------------------------|-------------------|--------------|------------|
|                            | 変 更 前             | 変 更 後        |            |
| 株式会社荘内銀行<br>取締役頭取<br>上野 雅史 | 新庄市栄町6番1号         | 同 左          | 平成29. 6. 5 |
|                            | 最上郡最上町大字向町605番5   | 同 左          |            |
|                            | 最上郡金山町大字金山407番地   | 同 左          |            |
|                            | 最上郡真室川町大字新町137番地6 | 同 左          |            |
|                            | 鶴岡市若葉町24番7号       | 鶴岡市本町一丁目9番7号 |            |
|                            | 鶴岡市大山二丁目16番33号    | 同 左          |            |
|                            | 鶴岡市温海戊577番地1      | 同 左          |            |
|                            | 鶴岡市藤島字笹花25番地      | 同 左          |            |
|                            | 酒田市中町二丁目5番10号     | 同 左          |            |
|                            | 酒田市観音寺字町後33番地の1   | 同 左          |            |
|                            | 飽海郡遊佐町遊佐字京田103番地  | 同 左          |            |

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第9号

山形県教育委員会7月定例会を次のとおり招集した。

平成29年7月18日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 廣 瀬 渉

- 1 招集の日時 平成29年7月20日（木） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題  
(1) 教職員の人事について

## 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成29年7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                       | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分                | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |     |
|------------------|---------------------------|------|-------------------------------|------|-------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|-----|
|                  |                           | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                   | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |     |
| 県営太田町アパ<br>ート1号  | 米沢市太田町五<br>丁目1-10         | 2DK  | 60.3                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢・身障用) | 19,200                  | 22,200                             | 25,300                             | 28,600                             | 32,700 | 37,700                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           | 单身可 |
| 同 中田第1ア<br>パート5号 | 同 中田町<br>658-3            | 同    | 62.1                          | 1    | 同                 | 21,100                  | 24,400                             | 27,900                             | 31,500                             | 36,000 | 41,500                             | 同                                  | 单身可 |
| 同 関口アパー<br>ト2号   | 南陽市宮内352<br>-3            | 同    | 57.3                          | 1    | 同                 | 19,600                  | 22,600                             | 25,900                             | 29,200                             | 33,400 | 38,500                             | 同                                  | 单身可 |
| 同 太田町アパ<br>ート2号  | 米沢市太田町五<br>丁目1-10         | 3DK  | 74.0                          | 1    | 一般用               | 23,600                  | 27,200                             | 31,100                             | 35,100                             | 40,100 | 46,300                             | 同                                  |     |
| 同 春日アパー<br>ト3号   | 同 春日五丁<br>目2-43           | 同    | 75.6                          | 1    | 同                 | 26,200                  | 30,300                             | 34,600                             | 39,100                             | 44,700 | 51,500                             | 同                                  |     |
| 同 中田第2ア<br>パート1号 | 同 中田町<br>901-2            | 同    | 54.6                          | 1    | 同                 | 13,000                  | 15,000                             | 17,200                             | 19,400                             | 22,200 | 25,600                             | 同                                  |     |
| 同 2号             | 同                         | 同    | 55.7                          | 2    | 同                 | 13,500                  | 15,600                             | 17,900                             | 20,100                             | 23,000 | 26,600                             | 同                                  |     |
| 同 成島アパー<br>ト1号   | 同 成島町三<br>丁目2-96          | 同    | 58.0                          | 2    | 同                 | 15,500                  | 17,900                             | 20,500                             | 23,100                             | 26,400 | 30,400                             | 同                                  |     |
| 同 米沢中央ア<br>パート2号 | 同 中央七丁<br>目5-77           | 同    | 68.7                          | 1    | 同                 | 21,800                  | 25,200                             | 28,800                             | 32,500                             | 37,100 | 42,800                             | 同                                  |     |
| 同 中田第1ア<br>パート1号 | 同 中田町<br>658-3            | 2DK  | 54.7                          | 1    | 同                 | 17,500                  | 20,200                             | 23,100                             | 26,100                             | 29,800 | 34,400                             | 同                                  | 单身可 |
| 同 2号             | 同                         | 3DK  | 68.2                          | 1    | 同                 | 21,800                  | 25,200                             | 28,800                             | 32,500                             | 37,200 | 42,900                             | 同                                  |     |
| 同 6号             | 同                         | 同    | 68.8                          | 1    | 同                 | 22,600                  | 26,100                             | 29,800                             | 33,700                             | 38,500 | 44,400                             | 同                                  |     |
| 同 大町アパー<br>ト     | 東置賜郡高島町<br>大字高島695-<br>12 | 2DK  | 62.1                          | 1    | 同                 | 21,100                  | 24,400                             | 27,900                             | 31,500                             | 36,000 | 41,500                             | 同                                  | 单身可 |
| 同 2号             | 同                         | 3DK  | 58.0                          | 2    | 同                 | 13,800                  | 15,900                             | 18,200                             | 20,500                             | 23,500 | 27,100                             | 同                                  |     |

|               |                          |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |  |
|---------------|--------------------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 同 館之北アパ<br>一ト | 同 川西町<br>大字中小松3017<br>一1 | 同 | 67.4 | 1 | 同 | 19,300 | 22,300 | 25,600 | 28,800 | 32,900 | 38,000 |  |
|---------------|--------------------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成29年8月1日から同月7日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、平成29年8月7日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成29年10月上旬

平成29年7月18日印刷 発行所 山 形 県 庁  
平成29年7月18日発行 発行人 山 形 県